

○総務省告示第四百十四号

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第七条の五の規定に基づき、危険物の規制に関する規則第七条の五の規定により総務大臣が定める方法（平成十四年総務省告示第五百六十九号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和五年十二月十五日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第七条の五の規定により総務大臣が定める方法は、総務省の掲示板に掲示し、かつ、総務省のホームページに掲載する方法とする。</p>
改正前	<p>危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第七条の五の規定により総務大臣が定める方法は、総務省に掲示する方法とする。</p>